

平成 23 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社エムビーエス  
代表者名 代表取締役社長 山本 貴士  
(Q-Board・コード：1401)  
問合せ先 管理部長 栗山 征樹  
電話番号 0836-37-6585

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記のとおり当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに、当社取締役及び監査役に対する発行については、会社法第 361 条、第 387 条の報酬等の付与に関する承認を求める議案を、平成 23 年 8 月 26 日開催予定の当社第 14 期定期株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役及び従業員に対しては当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを狙いとして、また、当社の監査役に対しては適正な監査に対する意識を一層高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 50,000 株を総株式数の上限とする。

(うち取締役 25,500 株（うち社外取締役 500 株）、監査役 1,000 株を上限とする。)

なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点での権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

500 個

(うち取締役 255 個（うち社外取締役 5 個）、監査役 100 個を上限とする。)

なお、新株予約権 1 個につき株式数 100 株とする。

ただし、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の福岡証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値または、割当日の前営業日の終値（当該取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする）のいずれか高い額に 1.05 を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

割当日後に当社が株式分割又は株式併合を行った場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{——}}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または当社が自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整を行わない。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{——}} \\ \text{既発行株式数} + \text{——}$$

1 株当たり時価

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{——}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除して数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己の株式数」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より平成 30 年 8 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを有する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。

② 新株予約権の相続は認めない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

① 新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合（ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由がある場合を除く。）には、当社は一定の日を定め、新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができる。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

（注）上記の内容については、平成 23 年 8 月 26 日開催予定の当社第 14 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件としております。

以上